

2018年7月6日

## 2017年度「大学院教育研究の向上に関するアンケート」 結果に対する法学研究科の対応について

法学研究科  
教員一同

昨年度実施された「大学院教育研究の向上に関するアンケート」にて、院生諸君から寄せられた貴重な意見・要望にできる限り沿えるように、以下のような対応をしていくことで、今後の法学研究科の教育研究の向上に努めていきたい。

### 1. 「指導体制、方法、研究環境」について

2017年度のアンケートでは、「憲法特論Ⅰ・Ⅱ」について、要約すると「憲法の知識は身につくが、学部の授業レベルにすぎず、修士論文作成に有益かが分からない、また教員の話聞くだけの授業はしんどい」という旨のご意見をいただいている。この点について、担当教員へ事情を聞いた上で、法学研究科としての見解を以下に示す。

大学院の憲法特論の講義では、配付資料は学部と共通ではあるものの、講義の内容は、学部レベルでは扱いきれない論点・問題点について受講生と議論をしつつ憲法への理解を深めていくという方針で進めてきている。各論点・問題点への検討にあたっては、担当教員が一方的に話をするだけでなく、受講生に質問するなどしているとのことであり、「聞くだけの授業がしんどい」というのは、どちらかといえば、受講生自身の講義に臨む態度の方が問題だったのではないかと思料する。

また、修士論文作成と講義との関連性についてであるが、大学院における講義科目は、各担当教員が、最新の研究成果などを踏まえて自らの研究分野に関する知見を教授する場であり、当該分野を専攻していない受講生に対して、その修士論文作成に役立つことのみを目的として開講されているものではない点に留意が必要である。

もちろん、受講生が自らの修士論文における研究内容との関連で当該科目を受講しているのであれば、教員はそのような受講生の要望に応える必要があると考えられるが、それは、講義での議論を通じて行われるべきものであり、その前提として受講生が積極的な態度で講義に臨まなければならないことはいままでもない。

今回の意見に対する法学研究科としての見解は上記のとおりであるが、法学研究科としては、このような批判を受けることのないよう、講義内容や講義の進め方について、これまで以上に各教員が自覚を持って進めていきたいと考えている。

### 2. 「施設・設備」について

大学院の施設・設備に関しては、とくに改善を必要とする意見は今回出てこなかったものの、懸案として長期にわたって要望されている研究室の24時間開放については、引き続

き関係組織に要望を出すなど、その実現に努めていきたい。

### 3. 「その他の意見・要望」について

2017 年度のアンケート実施については、多くの院生諸君に回答をいただいた。法学研究科の教育研究の向上のためには、院生諸君の生の声が不可欠であり、今後も引き続きアンケート等の機会があれば積極的な協力をお願いしたい。

以上